

調査員講習 (定員120人)

- 1、対象：保安機関において一般消費者等用のLPガス供給設備や消費設備の点検・調査業務等を行いたい方。但し、点検・調査の実施項目に制限があります。(液石法規則第36条第2項、第37条第5号)
※実際に調査員として業務を行うときには、保安機関における供給設備の点検、若しくは消費設備の調査の実務又は高圧ガスの製造若しくは販売の実務に6ヶ月以上従事した経験が必要です。

2、日程・内容等

- ・受付は9時00分より、講習・試験時間は下記の通り。(昼食休憩を含む)
- ・講義内容は法令、LPガスの基礎知識、供給設備・消費設備の知識と調査等の方法

	講習・試験日	会場	申込期間
講習	30年5月11日(金) 9:30～16:00	岐阜県LPG会館	4月2日(月)
試験	" 16:00～17:00	岐阜市藪田南5-11-11	～5月1日(火)

- 3、受講料 6,500円 (非課税)

- 4、テキスト 「液化石油ガス調査員講習テキスト」(3次)：820円
(税込み) 「液化石油ガス法規集」(33次)：3,600円
「問題集」：480円

- 5、備考
- *講習日は**受講票**の他、**鉛筆**又は**シャープペンシル**、**消しゴム**、**電卓**(音の出ない物、プログラム式電卓及び関数電卓は使用不可)をご持参下さい。
 - *講義終了後に試験を行いますので、事前にテキスト類を購入し、予習されておくことをお勧めします。
 - *修了試験合格者には「調査員講習修了証」が交付されます。

■講習にあたっての注意事項

- *講習日の遅刻は天災による公共交通機関の影響による場合を除き認めません。
注1) 上記による遅刻にあつては、当該機関発行の証明書の提示が必要です。
注2) 自家用車等に於ける事故や渋滞、また病気等を含む個人的な理由による遅刻は認めません。
- *上記「注2」による遅刻や、講義中の途中退席は欠席扱いになります。この場合に於いて受講料の返金は致しません。

■講習修了検定(試験)について

- *試験は講習日程を全て受講された方にのみ受験資格があります。

申 込 方 法

- 1 申込書(受講票)をコピーし、必要事項を記載して下さい。
※顔写真を申込書(受講票)の2箇所貼り付けた上でお申し込み下さい。
- 2 申請手続きは、次の何れかの方法により行って下さい。
※講習当日の申込は出来ません。必ず定められた期間内に申請を行って下さい。

◇振込により受講料を納付する。

- ①受講料(必要に応じテキスト代も含む)を振込下さい。
※振込先は「講習申込振込明細」に記載してあります。
- ②振込完了後、講習申込振込明細に必要事項を記入の上、申込書(受講票)と併せてお送り下さい。

◇受講料と共に申込書(受講票)を直接協会窓口へ届け出る。

◇現金書留にて受講料を納付する。

- ①受講料と申込書(受講票)を併せてお送り下さい。
- ②事前にテキストを購入される方は、メモ書きにテキスト類の名称と金額を記載の上代金と併せてお送り下さい。

※振込又は現金書留にてテキスト類をご注文頂いた場合、これらの送料は着払いになります。(※講習日までのお預かりは出来ません。)
※テキスト類は講習当日も受付にて販売致します。

〈申込先〉

高圧ガス保安協会 岐阜県液化石油ガス教育事務所
〒500-8384 岐阜市藪田南5-11-11 (一社)岐阜県LPガス協会内

- 3 申込みをされた方には受講票と領収証(※振込をされた方は除く)をお渡し致します。
※振込(又は現金書留)にてお申込み頂いた方の受講票は、受付完了後1週間以内に発送します。
※受講票は講習当日受付に提示して下さい。
- 4 受講料について、受付期間経過後は原則返還致しません。

■個人情報の取扱いについて

「高圧ガス保安協会(KHK)」及び「岐阜県液化石油ガス教育事務所」(以下KHK等とする)は、申込みをされた方のプライバシーを尊重します。

- ◇KHK等は、申込みの際に氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は受付・採点・可否通知発送のために使用する他、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。
- ◇KHK等は、上記の活動を行うため個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先ではKHK又は岐阜県液化石油ガス教育事務所の適正な監督の下に委託業務を実施します。
- ◇KHK等は、収集した個人情報を次のように使用することはありません。
 - ・申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
 - ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。但し、法令により開示しなければならない場合を除きます。
- ◇KHK等は、個人情報に関する適正な維持・管理に努めます。